

第 3 2 9 回
委 員 会 議 事 録

令和3年11月16日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

第329回兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和3年11月16日(火) 午後2時00分から

場所 兵庫県水産会館4階第5会議室(ウェブ併用)

明石市中崎1-2-3

2 開催通知の日及び招集者

通知の日 令和3年11月1日

招集者 会長 田沼 政男

3 委員総数及び出席委員数

委員総数 15名

出席委員数 14名

4 出席委員の氏名

漁業者委員 大西賀雄、岡田武夫、片山 守、小磯 富男、社領 弘、中澤 卓夫、東根 壽、
福田 明弘、前田 若男

学識経験委員 井上 仁、井上 二三枝、田沼 政男、反田 實

中立委員 河原 典史

(参考: 欠席委員 榊 由美子)

5 臨席者

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局
(兵庫県農政環境部農林水産局水産課兼務)

次 長 眞鍋 厚
局長補佐 森本 利晃
主 査 谷口 健

兵庫県農政環境部農林水産局水産課

副 課 長 眞鍋 厚
漁政班主幹 森本 利晃
主 査 谷口 健

兵庫県加古川農林水産振興事務所
兵庫県姫路農林水産振興事務所
兵庫県洲本農林水産振興事務所
兵庫県農政環境部農林水産局漁港課

課長補佐 峰 浩司
課長補佐 南山 卓範
主査 山條 喜宣
副課長 藤 克浩

6 傍聴者

明石浦漁業協同組合
兵庫県漁業協同組合連合会

代表理事組合長 戎本 裕明
指導部部員 西本 広幸

7 付議事項及びその結果

- ・ 漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容について（諮問）
原案どおり異議なく答申することに決定。
- ・ 漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）
資料 2 のとおり報告。
- ・ くろまぐろの令和 3 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
原案どおり異議なく答申することに決定。

【議事の概要】

（開会を宣し、委員の出席状況、付議事項について報告。委員会の成立を告げる。）

田沼会長

本日は海区委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはご出席を頂きまして誠にありがとうございます。さて新型コロナウイルスはひとまず落ち着いておりまして、年明け年末に向け町にも少し活気が戻ってきたように思っております。皆様のまわりは如何なものでしょうか。但馬の方からは松葉がにの景気の良い知らせが届いております。石川県の方では 500 万を超したと情報が入っております。第 6 波が心配されておりますが、コロナがそのまま消えて無くなり、内海の方でも下がってしまった魚価ができるだけ早く戻りますようお願いしております。本日は大切な議題を用意しておりますので、活発な議論をお願いしますよう申し上げまして私からのあいさつとしたいと思います。

眞鍋次長

ありがとうございました。それでは、会長、議事進行よろしく申し上げます。

田沼会長

それでは本日の議事に入る前に、第 329 回委員会ですので、議事録署名委員の方を私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（承認）

田沼会長

ご承認いただきましたので、社領委員と反田委員に議事録への署名をお願いいたします。

田沼会長

それでは、議事に入ります。付議事項「漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容について（諮問）」を上程いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

眞鍋次長

（諮問文朗読）

谷口主査

（委）資料 1 を用いて説明。

田沼会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（意見なし）

田沼会長

無いようですので、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示内容について、原案どおり異議ないことを答申してよろしいでしょうか。

（異議なし）

田沼会長

異議がないようですので、そのように決定いたします。

田沼会長

それでは次の議事に入ります。付議事項、「漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

眞鍋次長

（報告文朗読）

谷口主査

（委）資料 2 を用いて説明。

田沼会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

反田委員

これは、各漁業権者から提出されたものを整理してまとめたものであると思うが、チェックシートまで漁業権者が作成して、県がヒアリングを行って確認していくのですか？

森本主幹

まず、組合からは「資源管理の状況等の報告」があがってきます。これが各漁業権者が県に対して報告すべきもので、これを元に県がチェックシートでチェックしていきます。その中で報告だけでは分からない内容は県が個々に追加でヒアリングします。例えば、直近の令和2年漁期で活用ができなかった合理的な理由があるかなど確認を経てチェックシートを整え完成させます。

こうして今回対象になったされた区画漁業権に関して確認を県で行ない、問題なしと県が意見を付して報告させていただいたわけです。

反田委員

チェックは県で行うということですね。各漁業権者から報告されるということはかなり大変な作業ですね。

田沼会長

制度改正では漁業者にも、負担をかけないようにしたいと国は言っていたが、非常に手間がかかるものである。

森本主幹

対外的に、漁業権者が適切に活用していることを示す資料であり、権利を受けている者が自ら立証しなければならない事柄ですので報告は必要になります。

岡田組合長

漁業権漁場ごとに漁獲なり養殖生産量に加え、資源管理の各種取組みも報告内容となる。取組に関して、海底耕耘を養殖漁業者は行いたくても、漁船漁業者は難色を示し、調整が整わず実施できていない漁場もある。こういった場合、県は何か指導してくれるのか？

森本主幹

何も、海底耕耘だけが資源管理の取組ということではありません。ご承知のとおり共同漁業権、区画漁業権は同じ海域に重なって設定され、漁業種類も複数関係してくることは当然あります。漁場を活用するという中には、漁業紛争を起こさないことがまず大きな一つの項目にあります。

その中でできる資源管理の取組に取り組んでいただければ良いわけです。ですから海底耕耘が可能であれば実施する。できないのであれば、例えば養殖では密植をさけるようなことに取り組む。などできることで最善の取組を考えていただければいいと思います。

田沼会長

他に何かありますでしょうか？

(しばらく待つも意見なし)

田沼会長

特にないようですので次の議事に移りたいと思います。

付議事項、「くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

眞鍋次長

(諮問文朗読)

谷口主査

(委) 資料3を用いて説明。

田沼会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

井上副会長

枠は超えないか？超えたら来期、問題があったりするのか。

森本主幹

枠は超えないようにするのが前提であり、超えそうな場合は採捕停止命令等の措置をとる必要がある。もし超えると来年の枠から減らされる。

井上副会長

大臣許可漁業、届出漁業の太平洋で操業している船の漁獲管理はどこが行っているのか？

谷口主査

大臣届出漁業に関しては県の管理枠になりますので県で管理しています。一方で大臣許可漁業は国が管理しています。

井上副会長

本来であれば、許可申請も届出も国にするのだから、国で管理するべきと思うが。

田沼会長

それでは、くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について、原案どおり異議ないことを答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

田沼会長

異議がないようですので、そのように決定いたします。

田沼会長

これで本日予定しておりました議題は全て終了しましたので、これもちまして、第329回委員会を終了します。

閉会：午後2時30分

(委員会終了。)